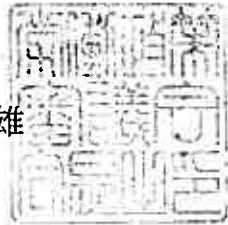


労審発第1062号
平成31年3月11日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

労働政策審議会
会長 樋口 美雄



平成30年12月7日付け厚生労働省発基1207第3号をもって諮問のあった「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成31年3月11日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成30年12月7日付け厚生労働省発基1207第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり

(別紙)

平成31年3月11日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成30年12月7日付け厚生労働省発基1207第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。